

佐賀県訓令甲第七号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古 川 康

別表第四の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の項の係長専決事務の欄中「罰する」との次に「（総務事務センターで行うものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

総務事務センター	支出負担行為の審査に関する事務				総務事務センターで集約して処理する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（佐賀県財務規則第145条第2項の規定に基づく物品の購入を除く。入役務費並びに使用料及び賃借料に係る支出命令書更正及び命令書審査に係る緊急
----------	-----------------	--	--	--	---

